

報 道 各 位

一般社団法人日本船用工業会

日船工における部品等融通制度の運用開始について

近年の世界的な半導体等不足により、船用機器の製造スケジュールにも影響が生じており、その結果、船用機器の造船所等への納入が大きく遅れた場合、我が国の物流や船舶関連事業等に支障を生じるおそれがあります。当会会員企業においては、船舶の引き渡しへの影響等が発生しないよう鋭意努力を行ってきているものの、厳しい状況が続いているため、昨年 10 月に、一般社団法人日本造船工業会及び一般社団法人日本中小型造船工業会に対し、製品検査・納期等の調整、価格上昇等を踏まえたコスト低減策協議等の当会会員企業へのご配慮をお願いする別添の文書を発出したところです。

こうした中、会員間で不足する部品の供給を受けること等ができれば、当該事態を回避できる可能性があることから、今般、我が国船用業界の機器供給責任と信頼性を確保するため、事業者間の公正な取引及び競争に影響を与えない範囲で、船用部品に係る情報共有の仕組みを構築することとし、第 252 回政策委員会（令和 5 年 2 月 9 日開催）において運用規則を制定し、当会会員間で製品の製造・修理において不足する部品等の融通を行う制度を設けることといたしましたのでお知らせ致します。

【添付】

- ・別紙「日船工における部品等融通制度の概要」

本件問合せ先：

一般社団法人日本船用工業会 業務部 中橋
東京都港区虎ノ門 1-13-3 虎ノ門東洋協同ビル 5F
TEL: (03)3502-2041 携帯：090-9835-6023
E-mail: nakahashi@jsmea.or.jp

以上

日船工における部品等融通制度の概要

2023/2/17

1. 目的

世界的な半導体をはじめとする電子部品等の調達難にともない、船用機器の製造スケジュール等に影響を与え船舶の就航に支障を生じさせないよう、我が国船用業界の機器供給責任と信頼性を確保するため、一般社団法人日本船用工業会（以下「当会」）の会員間で、製品の製造・修理において不足する部品等の融通を行う。

2. 運用体制

- 当会普通会員のうち本制度の運用規則の目的に賛同し、同規則に定める要件に従うことに同意し、あらかじめ登録された普通会員（以下「登録メンバー」という。）間で運用する。
- 登録メンバーから収集した不足品情報、供給可能品情報等については、登録メンバー及び事務局限りとする。

3. 融通対象とする部品、運用期間

- 当会会員が製造する船用機器の製造・修理に必要な部品、材料等のうち、納期までに自社での調達が困難なものであって、他の会員企業から融通の可能性があると見込まれるもの。ただし、制度の運用開始時は限定品目（電源ユニット）から開始し、その後順次品目を拡大予定
- 当面、2024年3月31日まで運用し、必要に応じ延長する。

4. 部品に係る情報共有の仕組み（「添付図：不足部品の情報共有イメージ」参照）

- ① 登録メンバーは、上記の対象部品等（以下「不足部品等」）について、本制度に基づく融通を希望する場合、当該不足部品等に関する情報を事務局に連絡する。
- ② 事務局は、1. の目的に照らし、緊急性及び事業者間の公正な取引及び競争に影響を与えないことを確認した上で、他のすべての登録メンバーに当該不足部品に関する情報を共有する。なお、この場合において、融通希望者の社名等は秘匿とする。
- ③ 情報共有を受けた登録メンバーは、不足部品等の提供が可能な場合には、任意に、その旨を事務局に連絡することができる。
- ④ 事務局は、融通希望者又は提供可能者から社名等の秘匿希望がある場合を除き、両社の企業名等を相互に伝達する。
- ⑤ 融通希望者と提供可能者は、融通のための取引を行うことができる。この際、事務局は、取引の成否や条件等には関与しない。
- ⑥ 融通希望者と提供可能者の何れかから社名秘匿の希望又は第三者による仲介の希望がある場合、事務局は商社などの第三者を両者に紹介し、この第三者を通じた取引を行うことができる。

5. 留意事項

- ・ 不足部品等を用いる対象製品の市場において、当該製品を製造するメーカーが限定され、寡占状態が生じ競争が排除される懸念がある場合には、本制度は適用できないものとする。
- ・ 登録メンバーは、我が国船用工業の機器供給責任と信頼性の確保という本制度の目的を尊重し、誠意をもって部品の供給に関する協力や、部品の融通に関する取引の成立に努める。

以上

添付図：不足部品の情報共有イメージ

